

# 林業土木工事設計変更の手引き

平成 29 年 3 月

新潟県農林水産部  
林政課・治山課

# 目 次

	頁
<b>1 はじめに</b>	… 1
(1) 手引き策定の背景	… 1
(2) 発注者・受注者の留意事項	… 1
(3) 設計変更の現状	… 2
<b>2 設計変更ができないケース</b>	… 2
<b>3 設計変更が可能なケース</b>	… 3
<b>3-1 変更可能なケース</b>	… 4
(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	… 4
(2) 設計図書の表示が明確でない場合	… 4
(3) 設計図書に明示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	… 4
<b>3-2 工事中止について</b>	… 5
(1) 工事の一時中止を行った場合の手続き	… 5
(2) 増加費用の範囲	… 5
<b>3-3 設計図書の照査</b>	… 6
(1) 設計図書の照査に関連する作業の位置付け	… 6
(2) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの	… 6
(3) 設計変更に必要な資料作成の扱い	… 7
参考資料	… 8
<b>4 設計変更手続きフロー</b>	… 8
<b>5 関連事項</b>	… 9
(1) 指定・任意の適正な運用	… 9
(2) 施工上の条件の明確化	… 9
(3) 入札・契約時の契約図書の疑義の解決	…10
<b>6 別添1「仮設・施工方法等の指定及び任意について」     (平成 18 年 11 月 27 日付け事務連絡からの抜粋)</b>	…11

# 1 はじめに

## (1) 手引き策定の背景

工事現場は常に完成に向かって、動き続けていますが、工事を早期に完成させることは、発注者には施工効果の早期発現、受注者には企業利益の向上といった効果があり、双方に大きなメリットとなります。

しかし、工事は個別に設計された目的物を、多種多様な現地の自然・環境等の条件下で建設するという特殊性を有していることから、常に設計図書と工事現場が不一致となり、設計変更等を行うことの可否や内容について、問題となる場合があります。また、この問題に対処するために工事の進捗を止めることは、受発注者双方のデメリットとなります。

このような当初予見できない問題に対する受注者側からの的確な協議と発注者の迅速な対応が重要となり、予見できない事態の変化や制約条件に備え、あらかじめ発注者、受注者が設計変更の課題と留意事項について、十分理解する必要があります。

この手引きは、設計変更における課題と留意事項を「新潟県建設工事請負基準約款」第19条(条件変更等)における設計変更及びそれに係る契約手続き方法を中心にとりまとめたものです。

なお、今後さらに運用の過程において適宜見直しを行うとともに、必要な事項を追加することとします。

## (2) 発注者・受注者の留意事項

### 発注者

- ① 積算及び設計図書等の作成にあたって、「特記仕様書」や「施工条件総括表」に、工事内容に関する項目(設計内容の前提条件、設計変更の対象となるべき事項)については、必ず条件明示するよう徹底する。
- ② 設計変更のルールについて理解しておく。



### 受注者

- ① 入札にあたっては、契約図書を確認のうえ、疑義があるときは説明を求めることができる。
- ② 工事の着手にあたって、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合にも、発注者と書面により「協議」し、確実に書面により発注者の指示を書面で受けてから工事を進めることが重要である。

### (3) 設計変更の現状

○設計図書に明示されている事項

↓  
契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、約款の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて工期及び金額変更が必要となるケースがある。

○任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確となっている事項

↓  
上記のため、その変更対応が問題となっている事項がある。

※ 契約図書とは、契約書及び設計図書(設計書(工事数量総括表)、図面、仕様書、質問回答書)をいう。

## 2 設計変更ができないケース

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。  
(なお、災害時等緊急の場合はこの限りではない)

○設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

○発注者と「協議」しているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合

○「承諾」で施工した場合

○建設工事請負基準約款・新潟県林業土木工事標準仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合(約款第19条～25条、標準仕様書1-1-15～1-1-17)

○正式な書面によらない事項(口頭のみ指示・協議等)の場合

※協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう

※承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者もしくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう

### 3 設計変更が可能なケース

下記のような場合には設計変更が可能である。

- 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地を確認された場合(ただし、所定の手続きが必要)
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手できない場合
- 所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
- 受注者が約款第 19 条第 1 項の一から五までに係わる「設計図書の照査」を行い、該当する事実がある場合において、「設計図書の照査」の範囲を超える作業を、「協議」により受注者が実施する場合

ただし、設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で、設計変更の「協議」を行う。
- 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする。  
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
- 設計変更に伴う請負変更額をその都度把握しておく。
- 工期は変更契約時に、発注者と受注者が協議して定める。

## 3-1 変更可能なケース

### (1) 設計図書の誤謬又は脱漏がある場合(約款第19条第1項の二)

- (例) ア 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位(湧水)に関する一切の条件明示がない場合
- ウ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合

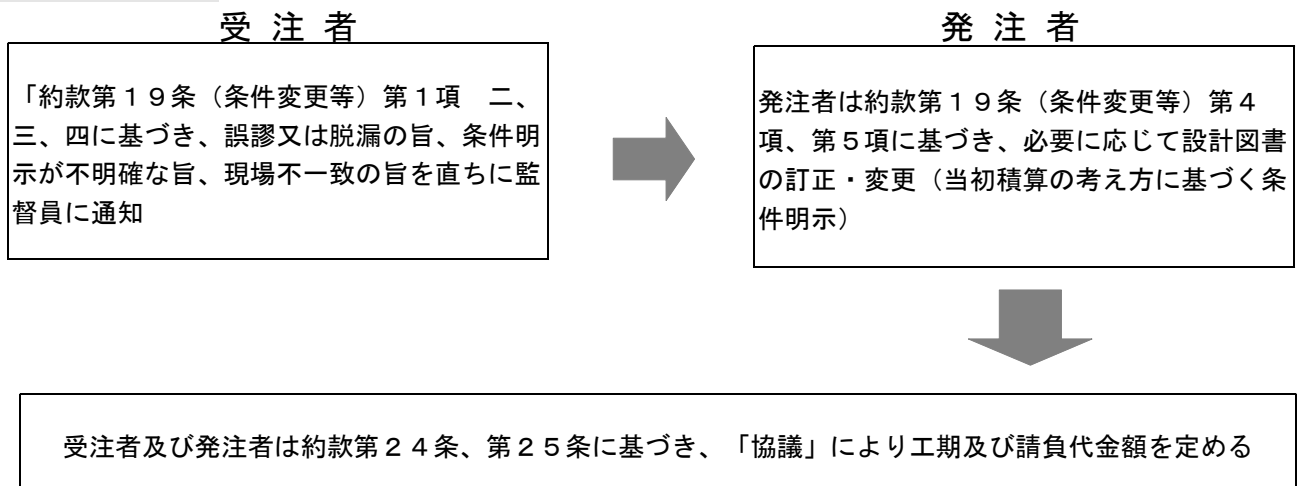
### (2) 設計図書の表示が明確でない場合(約款第19条第1項の三)

- (例) ア 土質柱状図は示されているが、地下水位が不明確な場合
- イ 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

### (3) 設計図書に明示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(約款第19条第1項の四)

- (例) ア 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- イ 設計図書に明示された地下水位(湧水等の状況)が現地条件と一致しない場合
- ウ 設計図書に明示された交通整理員の人数等が規制図と一致しない場合
- エ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- オ 第三者機関による制約が課せられた場合

### 〈手続きフロー〉



## 3-2 工事中止について

### (1) 工事の一時中止を行った場合の手続き(約款第 21 条)

『工事一時中止に係る手引き』を参照

工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

#### 請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

#### ○増加費用

- ・工事用地等を確保しなかった場合
- ・暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

#### ○損害の負担

- ・発注者に過失がある場合に生じたもの
- ・事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする。

#### 工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

※工期の変更に際しては、年度をまたぎ予算の繰り越し手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること。

### (2) 増加費用の範囲

◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び本支店における増加費用とする。

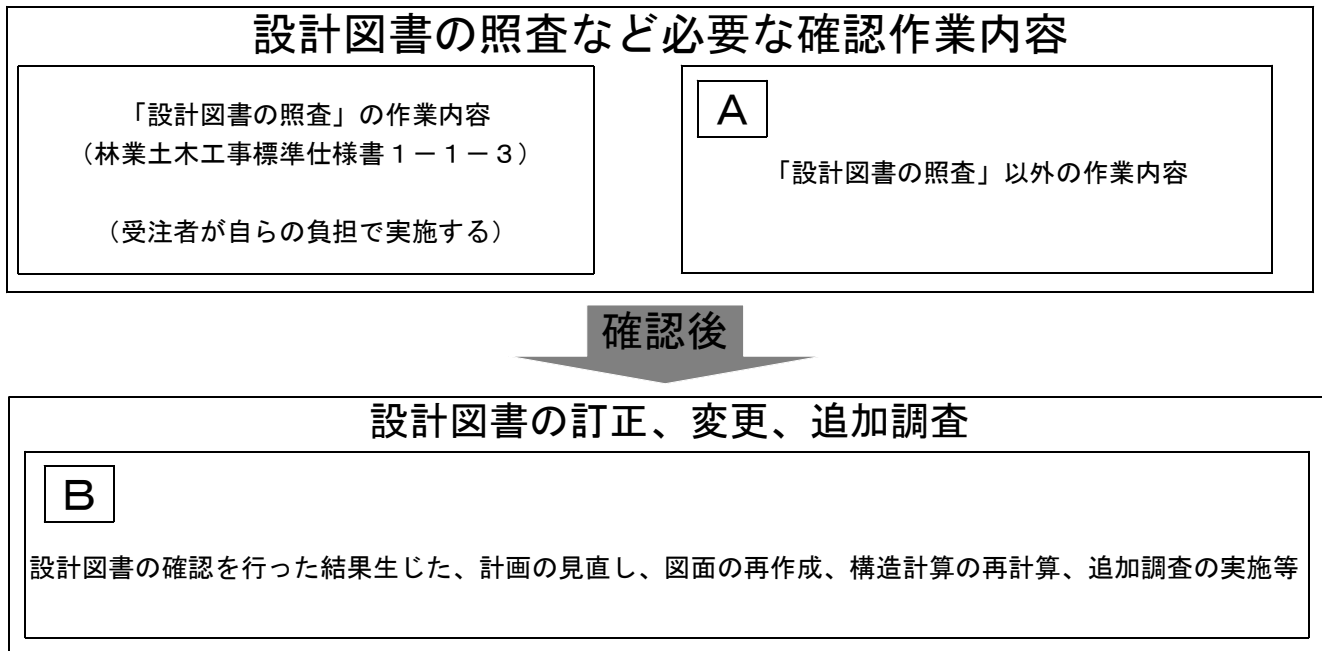
◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者協議して行う。

◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。

◆一時中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

### 3-3 設計図書の照査

#### (1) 設計図書の照査に関連する作業の位置付け



上記A、Bが「設計図書の照査」の範囲をこえるものであり、このような場合は別途業務にて実施した設計図書等で指示する等、発注者がその費用を負担する。(発注者の責任)

ただし、「協議」により受注者が実施する場合は設計変更で対応し、発注者が費用を負担する。(費用は、「林業測量・設計・調査積算基準」等により算出)

#### (2) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

**A** に該当するもの

- ① 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計
- ② 構造物の応力計算書における計算入力条件の確認や、構造物の応力計算を伴う設計委託業務で行うべき照査
- ③ 発注後に構造物などの設計根拠の見直しや、その工事費の算出

**B** に該当するもの

- ④ 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ⑤ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。

ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

- ⑥ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ⑦ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものも含む)
- ⑧ 構造物の位置や高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑨ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑩ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑪ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合における構造計算及び図面作成
- ⑫ 治山ダム工、土留工等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑬ 舗装修繕工事の縦横断設計で当初の設計図書において縦横断面図が示されておらず、その修正を行う場合(なお、設計図書で当初の縦横断図が示されておらず、林業土木工事標準仕様書第6編「8-3-3路面切削工」「8-3-5切削オーバーレイ工」「8-3-6オーバーレイ工」等に該当し、縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)
- ⑭ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成
- ⑮ 概略発注工事における構造計算及び図面作成
- ⑯ 要領等の変更に伴う構造計算及び図面作成
- ⑰ 照査の結果必要となった追加調査の実施
  - 〈例〉 ・ボーリング調査
  - ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
  - ・トンネル漏水補修工(裏込め注入工)の施工に際し、周辺地域への影響調査
  - ・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉塵対策
  - ・移設不可能な埋設物対策

(注) なお、設計図書の照査及び照査に必要な資料の作成、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

### (3)設計変更に必要な資料作成の扱い

設計変更に必要な資料作成は、原則、発注者が実施する。ただし、やむを得ず受注者に実施させる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するための必要な資料作成について書面により協議し合意を図った後、発注者が具体的な指示を行う。
- ③発注者は書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については契約変更の対象とする。

\* 増加費用は「林業測量・設計・調査積算基準」等により算出

## 参 考 資 料

### ○ 新潟県林業土木工事標準仕様書

#### 1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、**監督員**が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。但し、標準仕様書、林業土木工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる**設計図書**の照査を行い、該当する事実の有無を**報告**するとともに事実がある場合は、**監督員**にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は、書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**、及びその他の図書を**監督員**の**承諾**なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

### ○ 建設工事請負基準約款

(条件変更等)

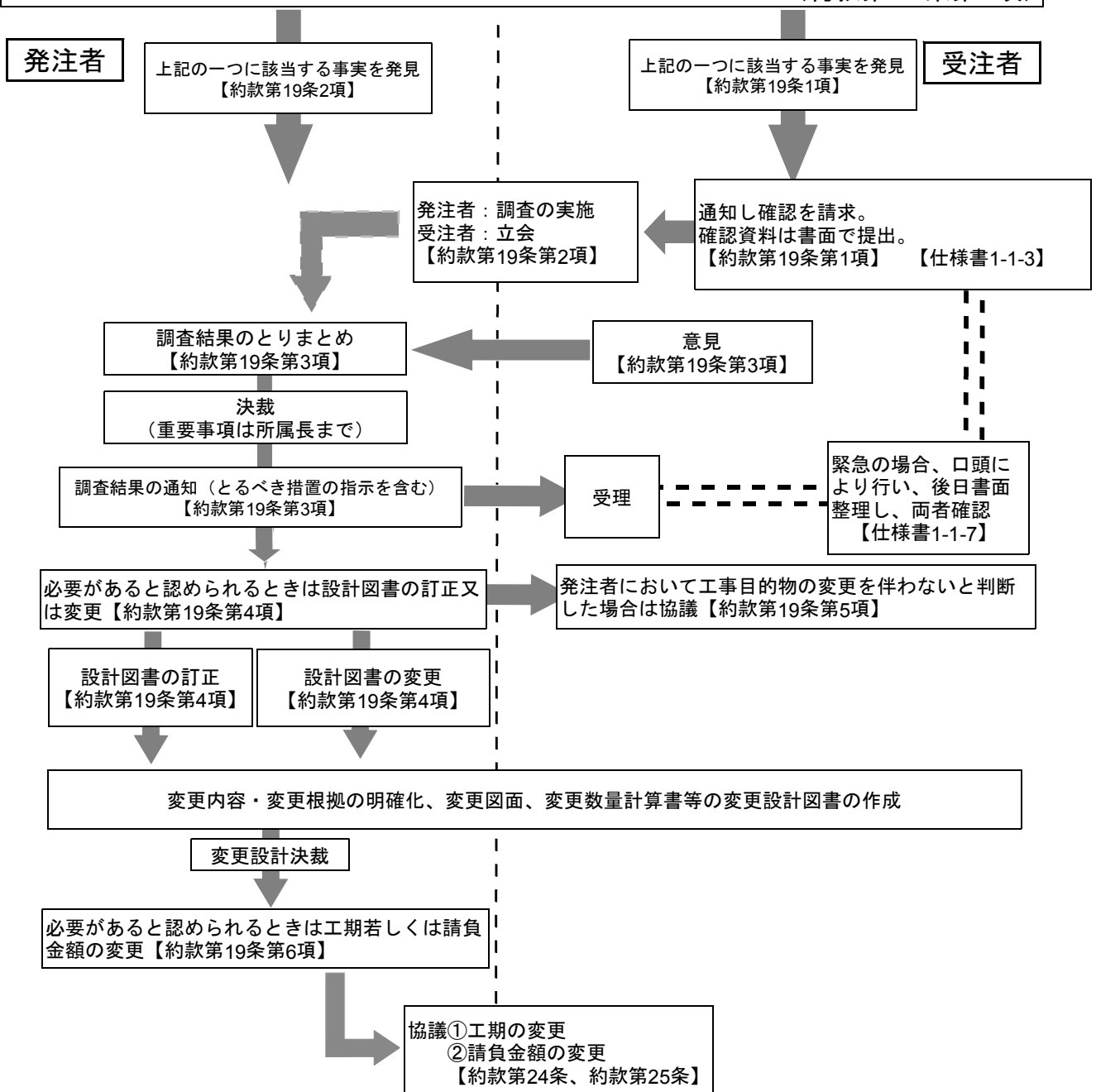
第19条 受注者は、工事の施工に当たり次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの間の優先順位が定められている場合を除く。)
  - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 発注者は、前項の規定による監督員の調査の報告を踏まえ、受注者の意見を聴き、発注者としての調査結果(これに基づき受注者がとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、当該監督員の調査が終了した日から14日以内にその結果を通知しなければならない。ただし、当該期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者に意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 発注者は前項に規定する発注者としての調査結果により第1項各号のいずれかに該当することを確認した場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の場合において、第1項第4号又は第5号に該当することにより設計図書を変更する必要がある、かつ、工事目的物の変更を伴わないときは、あらかじめ受注者と協議を行うものとする。ただし、当該協議が整うことを要しない。
- 6 第4項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 4 設計変更手続きフロー

- ① 設計書、図面、仕様書及びこれらに対する質問回答書が一致しないこと
- ② 設計書に誤謬、脱漏があること
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと

(約款第19条第1項)

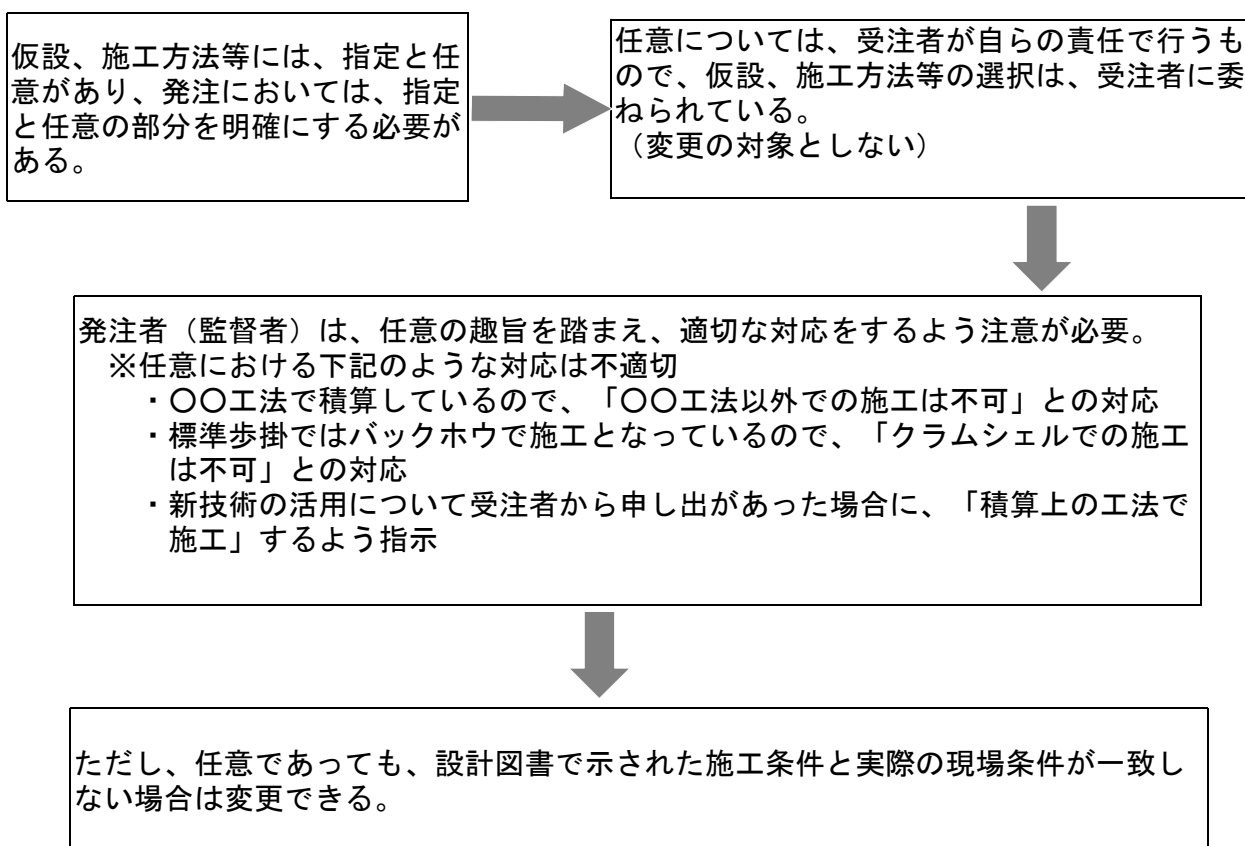


## 5 関連事項

### (1) 指定・任意の適正な運用

指定・任意については、建設工事請負基準約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ① 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ② 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ③ ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。



### (2) 施工上の条件の明確化

指定・任意にかかわらず、施工上の条件（地質条件、廃棄物処理条件等）の明示はできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが重要である。

別添1の「1 仮設・施工方法等の指定及び任意について」を参照し、対応すること

### (3)入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。(受注者等への指導)

#### 【入札前】

- ・ 入札参加者は工事の入札に当たり、競争入札の公告、指名通知書、図面、仕様書、建設工事請負基準約款等をよく確認のうえ、入札書を提出するものとする。
- ・ 入札参加者は、仕様書、図面、約款及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、約款等については疑義があるときは、質問回答書により説明を求めることができる。

#### 【契約後】

- ・ 受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。  
また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。(標準仕様書1-1-3 設計図書の照査等)

※「最低制限価格等の設定基準及び入札結果確認期間について(通知)」(平成 23 年 10 月 27 日付け監第 2672 号)により、改札後、応札者からの入札結果に係る確認期間を設ける措置がとられているが、これにおいても設計書の内容等に対して「入札結果確認質問書」にて、入札結果に対する確認を行うことができる。

林業土木工事標準仕様書の改訂(H18.10.1)に伴う設計積算上の留意点

1 仮設・施工方法等の指定及び任意について

(1) 定義

- ・「指定」とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書に明示された仮設、施工方法等を設計図書どおりに行わなければならないものをいう。
- ・「任意」とは、工事目的物を施工するにあたり、請負者の責任において、自主的に施工できるものをいう。

(2) 指定及び任意の考え方

- ・約款第1条第3項に「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める」とあり、積算基準を根拠とした指導は請負者の任意性を損なうこととなる。
- ・したがって、指定及び任意の考え方とこれらに対する設計変更の取扱いとは下表によるものとする。

	指定	任意	備考	
設計図書 <sup>1</sup> への明示は...	仮設、施工方法等について設計図書に明示します。	仮設、施工方法について設計図書に示しません。 ただし発注者の考えている施工方法等を参考図や参考資料として提示します。		
建設機械の機種及び規格の取り扱いは...	低騒音・低振動型、排出ガス対策型建設機械及び設計図書で明示されたものが指定となります。	左記以外は、すべて請負者の任意です。	* 積算基準により計上した機種規格は「指定」とはならない	
工事標識や安全施設費は...	特記仕様書等で指定した交通誘導員及び当該工事場所に特別に指定されたものが指定となります。	左記以外は、すべて請負者の任意です。		
施工方法を変更する場合は...	発注者の指示又は承諾が必要です。	請負者の任意です。ただし施工計画書等の修正、提出が必要です。		
設計変更の取扱い	施工内容の変更がある場合の変更	設計変更する。	施工条件に変更がない場合は、設計変更しない	約款第20条に関する設計変更
	当初設計に示した条件の変更	設計変更する。	設計変更する。	約款第19条に関する設計変更

1 設計図書とは、設計書<sup>2</sup>、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。（標準仕様書第1節総則1-1-2の5より）  
 2 設計書とは、工事数量総括表をいう。（標準仕様書第1節総則1-1-2の6より）

(3) 仮設工の積算事例  
別紙参考資料1参照。

## 仮設工の積算事例

### 1 指定仮設と任意仮設について

一般に仮設工には、「任意仮設」と「指定仮設」に分類することができます。

#### **参考**

例えば、河川工事で堤防を開削して行う工事の仮締切工は、性格的には仮設とはいえ河川工事の施工上重要な意義をもっており、もしその構造が計画どおりのものでないとすれば、工事施工中の洪水などに耐え切れず、災害を起こす危険があるばかりか、そのために工程の確保も困難になることが考えられます。したがって、契約にあたりその構造、材料、施工方法等を発注者が指定し、そのとおり施工させる。このような仮設物を「指定仮設」と称し工事目的物と同様な扱いをします。

これに対し、河川堤防の機能を有しない簡易な護岸の床掘等の仮締切工については、発注者は参考図面を提示して積算の参考にするが、この仮締切を参考図のとおり施工するか否かは請負者の自由である。このように請負者の自由選択に任される仮設を「任意仮設」といいます。

## 2 設計図書への明示方法

指定仮設の場合、発注者が想定した仮設計画のうち下記 から に示すものは、工事中における公衆災害の防止、施工に伴う重大な労働災害の防止の観点から、「指定仮設」として設計図書に明示します。

- 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
- 仮設構造物を一般交通に共用する場合
- 特許工法又は特殊工法を採用する場合
- 関係官公署等との協議により制約条件のある場合
- その他、第三者に特に配慮する必要がある場合

任意指定の場合、設計図書には明示しませんが、参考図や参考資料として提示します。また、任意仮設であっても、請負者がこれらを決定するために必要な、設計条件や施工条件のみを明示することもあります（一部指定）。

なお、仮設工法が未定の場合は、当初設計では計上せず、その旨を特記仕様書に条件明示します。

### 参考（仮設計画の安全性の確保）

現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとするため、事前に現地調査を十分に行い、仮設工の計画・設計の可否を技術的に検討するとともに、指定仮設の内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性の確保に十分配慮した適切な内容とすること。

また、請負者は当初締結された請負契約に基づき、発注者の指定どおりに仮設を施工すれば、一見その義務は完遂されるのであるが、それ以前に請負者は工事を安全に完成させる義務を負っていることを忘れてはならない。請負者は指定仮設だからといって漫然と施工するのではなく、現地状況を十分に把握し、かつ構造計算等によりその仮設物の適否を判断することが必要である。

**たとえば... 仮設道路の任意仮設(一部指定)の場合、以下のように施工条件総括表に示します。**

工事に使用する搬入路（ $W =$  m）を別紙図面の位置に設けるものし、農地の盛土に際しては、土木安定シートを十分敷設して行うこと。また、周辺農地に砂利が飛散しないよう、路面に敷鉄板等を敷設するものとする。

（解説）

一般交通に共用するような仮設道路の場合は、指定仮設として設計図書に明示されるが、工事事務のみで工事完成時に撤去が予定されているものについては、仮設道路の設置を明示することとなる。いずれの場合でも、現道交差点の安全施設、工事終了時における借地条件の処理、工事期間中の補修の有無等、現地条件に不確定な要素が多いことから、これらの内容について条件明示して見積に資する必要がある。

仮設道路については、発注者の必要とする最小限の条件のみ示し、他の条件は任意とする場合が多い。

借地により仮設道路を設ける場合は、借地料の負担の有無を明確にするとともに、砂利の飛散防止等の借地条件が付けられている場合は、その内容を示す。

補修材の要否及び量について、当初発注の段階で指定できない場合は、監督員と協議する旨記載する。

### 3 仮設工事の設計変更

#### 指定仮設の場合

工事目的物の変更に伴い、仮設構造物に変更が生ずる場合は、変更の対象とすることができます。

設計図書に工法等を指定した場合は、変更の対象とすることができます。

#### 任意仮設の場合

工事目的物の変更に伴い仮設構造物に変更が生ずる場合は、設計変更の対象とすることができます。

参考資料で提示した仮設工法と異なった施工をした場合でも、工事目的物が変わらなければ、施工業者の独自性及び任意性によることから設計変更の対象としません。

ただし、「施工条件総括表」等や参考資料で提示した施工条件が変更になった場合は、甲乙協議のうえで、設計変更の対象とすることができます。

当初設計に計上していない場合は、発注者の通知により設計変更で計上します。

#### **参考（任意仮設といえども条件変更があれば設計変更はある。）**

「任意仮設」は、請負者が任意に選択できる仮設であるが、任意といえども施工条件によって選択の範囲はおのずと絞り込まれる。

また、工事着手前の段階でこの施工条件は、発注者、請負者が共有している情報であり、この条件下で発注者が想定する標準的な仮設と請負者が設計する仮設は必ずしも同一なるとは限らないが、設計変更は行わない。

一方、工事着手後に当初設定した設計条件（地下水、土質等）及び施工条件が変更になる場合、請負者は当初設計で設計した仮設を新たな条件のもとで設計し直す必要が生じる。このとき、発注者も同様に新たな条件のもとで改めて標準的な仮設を想定する。この場合比較するのは、発注者が工事着手前に想定した標準的な仮設と新たな条件のもとで想定する標準的な仮設である。これらが同一であれば発注者は設計変更を行う必要はないが、これらが異なる場合は、設計条件及び施工条件の変更に基づく設計変更を行わなければならない。

#### 4 施工条件総括表への記載例

施工条件総括表に、発注者の必要とする条件のみを明示する。

たとえば... 仮設道路の場合、以下のように施工条件総括表に示します。

その1	
工事用道路 関係	3 仮設道路の設置条件 ・工法の指定の有無：農道 線の迂回路として使用する仮設道路は、 <u>別添図面のとおりとする。</u>
指定部分：迂回路の構造、材質 任意部分：迂回路の工法（ブルドーザとバックホウのどちらを使用するかなど）	
その2	
工事用道路 関係	3 仮設道路の設置条件 ・工法の指定の有無：工事用道路は、別添図面の位置（L = m）に 設置するものとし、 <u>構造は任意とする。</u> なお、敷き 砂利を行う場合は、再生材を使用する。
指定部分：工事用道路の位置、敷き砂利を行う場合の材質 任意部分：工事用道路の構造、材質、工法（砂利と鉄板のどちらの構造とするかなど）	

## 【Point】

### 指定及び条件明示の重要性

工事にあっては、作業員や地域住民の安全を確保しなければなりません。また、降雨や積雪（気象条件）に対する備えや、地盤沈下・騒音・交通規制・隣地（社会条件）に対しても配慮が必要です。

工事を無事・円滑に実施するためには、安全確保や制約を受ける自然・社会条件（現場条件）については、発注者と請負者で認識を同じくしておかなければなりません。ここに「指定」や「条件明示」の重要性があります。

よって、安全性の確保等の当然守らなければならない事項や、現場条件により制約を受ける部分に対する事前処置が「指定」であるということもできます。

### 参考図や参考資料の必要性

「任意」は請負者の自主施工であるため、施工方法等は設計図書に明示しません。

しかし（発注者の）積算の考え方・施工方法等の妥当性・受注希望者に対する情報提供といった、透明性・客観性・公平性を確保するために、発注者の考えを参考として示す必要があります。

そのため、「任意」であっても「参考図」「参考資料」を提示する必要があります。

「任意」の場合は、請負者の自主施工であり、たとえ「参考図」「参考資料」どおりに施工しなくても、設計変更の対象としません。

当資料（P11～16）は、平成18年11月27日付け林政課積算情報係長事務連絡「設計積算上の留意点について」で示された別紙1「林業土木工事標準仕様書の改定（H18.10.1）に伴う設計積算上の留意点」の「仮設・施工方法等の指定及び任意について」を抜粋したものである。